

輸入石炭に係る石油石炭税の概要

資源エネルギー庁

資料中法律略称

- ・「法」=石油石炭税法(旧石油税法)
- ・「輸徴法」=輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
- ・「租特法」=租税特別措置法 (以上、いずれも「改正法」による改正後の法律をいう。)
- ・「改正法」=所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)

本資料は、輸入石炭に係る石油石炭税に関する手続きのみを整理したものであり、国内炭や石油等に関しては記載していない。

1. 課税の基本事項

課税物件(法第2条第4号、第3条)

石炭 関税定率法別表第27・01項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの(外国から本邦に到着したものの以外のものであつては、採取されたものに限る。)をいう。

亜炭・泥炭等は対象とならない。

納税義務者(法第4条第2項)

石炭を保税地域から引き取る者。

需要家ではなく、輸入者が納税義務者となる。

保税地域において石炭が消費される場合には、その消費者が消費のときに石炭をその保税地域から引き取るものとみなされ、納税義務が発生する。(法第5条第2項)

本船通関等(関税法施行令第59条の3)の場合

保税地域以外の場所から輸入する場合には、その輸入を保税地域からの引取りとみなして石油石炭税法の規定が適用される。(輸徴法第5条第1項)

納税地(法第7条第2項)

保税地域の所在地。ただし、継続的な引取りに係る申告等の特例(2.(3)参照)の承認を受けたときは、その承認の際に指定を受けた場所。

課税標準(法第8条第1項)

保税地域から引き取る石炭の数量。

水分等を含む数量である。

税率(法第9条、改正法附則第45条)

石炭1トンにつき700円

経過措置:2005年3月31日までは230円、2007年3月31日までは460円。

輸入取引における消費税については、「課税対象となる外国貨物の引取価額」=「石炭の関税課税価格(CIF価格)+石油石炭税額」が課税標準となる。(消費税法第28条第3項)

2. 申告・納税

下記の申告手続きは、石油石炭税を免除される場合（後述、4.参照）を除く。

(1) 申告納税方式（関税法第6条の2第1項第1号）が適用される石炭

申告：輸入申告に併せて、石油石炭税に係る申告書を、保税地域の所在地を所轄する税関長に提出。（法第14条第1項、同法施行令第15条第1項、輸徴法第6条第1項）

[記載事項]

課税標準数量、石油石炭税額、他の法律による石油石炭税の控除額、申告者の住所・名称、保税地域の所在地、仕出国名など

この場合実務上は、輸入申告書が石油石炭税の申告書を兼ねる。

納税：申告書を提出した者は、保税地域から石炭を引き取るときまでに石油石炭税を国に納付。（法第17条第1項）

石油石炭税の納期限の延長（3ヶ月以内）（法第18条第2項）

納税申告時に納期限延長の申請書を税関長に提出
税額の全部又は一部相当の担保を税関長に提供

賦課課税方式が適用される石炭

携行品・別送・郵便物による輸入など、申告納税方式ではなく「賦課課税方式（関税法第6条の2第1項第2号）」が適用される輸入の場合は、別途の申告・納税等の手続きによる。（法第14条第2項、第17条第2項、同法施行令第15条第2項）

(2) 特例申告（簡易申告）（関税法第7条の2第2項）が適用される石炭

申告：申告納税方式により石炭を保税地域から引き取ろうとする者が、特例申告を行う場合（＝特例輸入者）には、石炭の引取りの翌月末までに、特例申告にあわせて石油石炭税の申告書を提出すればよい。（法第14条第3項、輸徴法第6条第2項）

納税：特例申告の場合には、申告書の提出期限までに石油石炭税を納税。（法第17条第1項）ただし、特例申告を行おうとする前月の末日までに担保の提供が必要。（関税法第7条の8）

石油石炭税の納期限の延長（2ヶ月以内）（法第18条第3項）

特例申告書の提出期限までに納期限延長の申請書を税関長に提出
税額の全部又は一部相当の担保を税関長に提供

(3) 継続的な引き取りに係る申告等の特例（月別申告）

申告：申告納税方式により石炭を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者（1）は、国税庁長官の承認を受けた場合には、当該承認を受けた翌月以後は、毎月引き取った石炭について、翌月末日までに、指定の税関長（2）に申告書を提出すればよい。（法第15条、同法施行令第16条）

1：政令で定める者

申請以前6ヶ月の各月においてそれぞれ1回以上石油等を引き取っている者。

2：指定の税関長

（保税地毎に申告するのではなく、）国税庁長官の承認の際に納税地として指定を受けた場所の所在地を所轄する税関長に、まとめて申告すればよい。

納税：申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限内に、石油石炭税を国に納付。（法第17条第3項）

石油石炭税の納期限の延長（2ヶ月以内）（法第18条第4項）

納期限までに納期限の延長の申請書を税関長に提出

税額の全部又は一部相当の担保を税関長に提供

経過措置

申告納税方式が適用される石炭を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、平成15年9月30日までに月別申告の国税庁長官による承認を受けることができる。（改正法附則第49条）

輸入許可前貨物引取り（仮通関：BP通関）による場合について

- ・申告：仮通関（輸入許可前貨物引取り：関税法第73条）の承認を受けようとする者は、消費税・石油石炭税がかかる物品の品名・数量を仮通関の申請書に付記し、当該税額に相当する担保を仮通関の承認を受けるまでに提供する。ただし、石油石炭税第15条の継続的な引取りに係る申告等の特例の承認を受けている場合は除く。（輸徴法施行令第7条）
- ・納税：消費税、石油石炭税など内国消費税については、関税と同様、税額通知書又は更正通知書が発せられた翌日から1ヶ月以内に納付する（輸徴法第9条）

輸入実務の代行について

- ・石油石炭税法において、輸入実務の代行について特段の制限は加わっておらず、基本的に現行と同様、商社等が輸入実務を代行することは可能。
- ・ただし、石炭消費者が商社等に輸入を委託した場合であっても、輸入申告を商社名義で行った場合には、消費者ではなく商社等の輸入者自身が石油石炭税の納税義務者となる。（なお、通関業者は納税義務者とはならない。）

3. 記帳義務など

(1) 記帳義務

石炭の（採取者、）輸入業者、特例輸入者、継続的な引取りに係る申告等の特例の承認を受けている者は、石炭の（採取又は）購入、（貯蔵、消費、）販売、保税地域からの引き取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。（法第21条、同法施行令第20条）

免税石炭については、さらに別途の記帳義務が発生。（4.(3)参照）

輸入業者の記帳義務

- ・購入した石炭の関税定率法別表の所属区分、所属区分毎の数量、購入年月日、売渡人の国籍、住所、名称
- ・輸入石炭については、仕出国名、輸入許可年月日（仮通関承認年月日）、許可書番号（承認書番号）を付記
- ・販売した石炭の所属区分、所属区分毎の数量、販売年月日、買受人の住所、名称

特例輸入者の記帳義務

- ・[輸入許可毎に] 引き取った石炭の所属区分、所属区分毎の数量、輸入許可年月日、許可書番号

継続的な引取りに係る申告等の特例の承認を受けている者の記帳義務

- ・ 引き取った石炭の所属区分、所属区分毎の数量、引取年月日
- ・ 輸入石炭については、仕出国名、輸入許可年月日（仮通関承認年月日）、許可書番号（承認書番号）を付記
- ・ 免税石炭についてはその旨を付記

(2) 保全担保（法第19条、同法施行令第18条）

税務当局は、石油石炭税の保全のため必要があるときは、金額・期間を指定して、石油石炭税につき担保の提供を求めることができる。

(3) 税務職員の権限（法第23条）と罰則（法第24条～第27条）

国税庁、国税局、税務署、税関の当該職員は、

- ・ 記帳義務者・輸入者に対する質問、石炭、帳簿書類その他の物件の検査、見本の採取
- ・ 運搬中の石炭の検査、運搬者に対する質問

など、石油石炭税に関する調査権限を有する。

罰則（法第24条～第27条）

(イ) 5年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこれを併科

- ・ 偽りその他不正の行為により石油石炭税を免れ又は免れようとした者

(ロ) 10万円以下の罰金又は科料

- ・ 納税申告書の提出を怠った者
- ・ 賦課課税方式による課税標準額等申告書の提出を怠り又は偽りの申告書を提出した者

(ハ) 5万円以下の罰金又は科料

- ・ 記帳義務のある者で、帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- ・ 税務職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は当該職員の職務の執行を拒み、妨げ若しくは忌避した者

(ニ) 代表者、代理人、使用人その他従業者が上記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科する。

4. 免税（租税特別措置法に規定）

(1) 免税の概要

免税対象となる石炭

鉄鋼の製造、コークスの製造、セメントの製造、沖縄県において一般・卸電気事業者が発電に使用する石炭（以下「特定石炭等」という。）を保税地域から引き取ろうとする者が、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭等を引き取るときは、当該引き取りに係る石油石炭税を免除する。（租特法第90条の4の2、第90条の4の3）

租特法の規定では、平成17年3月31日までの措置。その後は延長の必要性を検討の上、適宜税制改正を要求予定。

用途外使用の禁止

- ・ 免税となった特定石炭等は、引き取りの日から2年以内に免除用途以外の用途に供し、又はこれらの用途の供するために譲渡してはならない。（ただし、やむを得ない理由が

ありかつ税関長の承認をあらかじめ受けたときはこの限りではない。)

- ・ 特定石炭等を用途外に用いたときは、免除を受けた石油石炭税を直ちに徴収。検査監督規定、罰則規定あり。

(2) 免税の手続き

免税輸入申告と用途証明書の添付

免税石炭等を引き取ろうとする者は、当該石炭が免税用途に用いられる石炭(「特定石炭等」)である旨の経済産業大臣の証明書(「用途証明書」)を添えて、免税引取承認申請書を提出しなければならない。(租特法施行令第48条の7、第48条の8)

[免税引取承認申請書の記載事項]

申請者の住所・氏名、保税地域の所在地、当該特定石炭等の数量、用途、引取りの年月日、引取先に移入する者の住所・名称、引取先の所在地・名称

用途証明書発行の手続き

経済産業大臣の用途証明書の発行手続きについては、別紙「免税石炭の用途証明について」参照。

(3) 免税輸入にかかる記帳義務 (租特法施行令第48条の7、第48条の8)

特定石炭等をその免税用途に供する者(消費者) 販売業者には記帳義務が課せられる。

(I) 消費者の記帳義務

- ・ 移入した特定石炭等の数量・年月日、引渡人の住所・氏名
- ・ 消費した特定石炭等の数量・年月日、貯蔵量、製造した物品の品名・数量(発電量)
- ・ 特定石炭等の用途外の使用・譲渡の事実

(II) 販売業者の記帳義務

- ・ 購入・販売・返品した特定石炭等の数量・用途・年月日、売渡人(買受人・返品先)の住所・氏名

(4) 罰則 (租特法第90条の7)

10万円以下の罰金又は科料

- ・ 特定石炭等を、税関長の承認を受けることなく免税用途以外の用途に供し又はこれに供するため譲渡した者

代表者、代理人、使用人その他従業者が上記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科する。